

法令に基づく水質検査
水質検査表(1)

浄水
水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	名 称	基準値	委託検査頻度	検査省略頻度
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		
21	塩素酸	0.6mg/L以下	年4回	年4回
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
26	臭素酸	0.01mg/L以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
30	ブromoホルム	0.09mg/L以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	年4回	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	年1回	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	月1回	月1回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		
40	蒸発残留物	500mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	発生時期に	発生時期に
43	2-メチルインボルネオール	0.0001mg/L以下	月1回	月1回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	年4回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
45	フェノール類	0.005mg/L以下	年1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	月1回	月1回
47	PH値	5.8~8.6		
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		

過去3カ年の検査結果から検査頻度を1回/年とします。

水質検査表(2)

1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評 価
1	色及び濁り	
2	消毒の残留効果	0.1mg/l以上